

## 指定（更新）申請・体制届・変更届等に係る留意事項について

### 1. 指定の更新申請について

法律の規定により、指定障害福祉サービス事業者等の指定の有効期間は6年となっています。有効期間までに指定の更新手続きを行わなければ障害福祉サービス事業者等としての指定の効力を失い、介護給付費等の請求ができなくなります。

引き続き事業を継続する場合、各事業の指定を行っている自治体窓口に、サービスの種類及び事業所ごとに指定の更新申請を行う必要があります。

更新にあたっては、指定（または直近の指定更新）時に交付された指定書に記載している有効期間の満了日の1か月前までに、指定更新申請書の提出をお願いします。

申請に必要な書類は、**別添資料1**によりご確認ください。

- なお、複数の事業を行っている場合、1つの事業の更新時期に、他の事業が更新時期前であっても同時に更新を行うことができます。  
その際の有効期限は、他の事業も含めて指定更新日から6年間となります。

※「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)により、指定有効期限が異なっている場合にも、指定有効期限を合わせて更新することができることとされたもの

- 更新手続きを怠り、指定の効力が失効した場合、再び事業を行うには新規申請の手続きが必要となります。
- 更新申請に必要な書類及び様式は、香川県のホームページに掲載しています。  
(参照) <https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/shogaifukushi/jigyosha/index.shtml>

## 2. 変更届について

法律の規定により、変更の届出を行う項目は、変更後10日以内に変更届出書を提出する必要があります。

届出項目及び添付書類は、**別添資料2**をご確認ください。

事業所の移転や、従たる事業所の設置等の場合、指定基準等を満たしているか事前に確認が必要となりますので、計画の段階で事前協議をお申し出ください。

- 事業所移転の場合、平面図等の資料により、指定基準に適合するか事前に確認を行います。  
また、建築基準法や消防法等の基準に適合しているか確認するため、建築基準関係規程に適合していることを確認できる書類(建築確認済証の写しや、問題がないことを建築基準等担当部署と協議した書面)を変更届出書に添付して提出する必要がありますので、事前にご準備ください。  
万が一、事前の確認などを行わず移転後に変更の届出を提出した場合、指定基準や他法の基準に適合していないと、指定権者から、速やかに改善措置を講じるよう指導される可能性があります。
- 平成30年10月1日から、役員等一覧など一部書類が省略されました。  
法人役員等及び事業所の管理者(施設長)について、指定の欠格条項に該当しないことを自社(団体)で確認してください。(代表者以外の役員等の変更の場合、変更届の提出は不要)  
(欠格条項は、**別添資料3**をご参照ください。)
- 変更届に必要な書類及び様式は、香川県のホームページに掲載しています。  
(参照) <https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/shogaifukushi/jigyosha/index.shtml>

### 3. 指定の変更申請について（特定のサービスにおける利用定員の増加等の場合）

特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型）及び特定障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）について、利用定員を増加しようとする場合は、変更届ではなく、指定変更申請書の提出が必要です。

また、指定障害者支援施設が施設障害福祉サービスの種類の変更又は入所定員の増加をする場合や、指定障害児入所施設が入所定員の増加をする場合も同様に、指定変更申請が必要です。

この場合は、変更後の届出ではなく、変更日の1か月前までに指定変更申請書の提出をお願いします。

申請に必要な書類は、別添資料2によりご確認ください。

- 変更申請に必要な書類及び様式は、香川県のホームページに掲載しています。

（参照） <https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/shogaifukushi/jigyosha/index.shtml>

## 4. 廃止届・休止届・再開届について

事業を廃止、休止する場合には事業廃止（休止）届出書を、休止した事業を再開する場合には事業再開届出書を提出してください。

事業を廃止又は休止する場合には、廃止又は休止の1か月前までに、廃止（休止）年月日、廃止（休止）理由、現在の利用者に係る他の事業所への引継ぎ、休止予定期間等を記載し、届け出てください。

休止していた事業を再開する場合には、再開後10日以内に届出が必要です。

休止届を提出した事業所において、再開の目途が立たない場合は、廃止届の提出が必要ですので、適切に届出をお願いします。

障害者支援施設及び障害児入所施設を辞める場合には、指定辞退申出書を3か月前までに提出してください。

- 再開にあたっては、休止前の状態から、人員、設備及び運営体制等に変更がある場合は変更の届出を、報酬算定体制に変更がある場合は報酬算定体制に関する届出を、同時に行う必要があります。

なお、報酬算定体制に関する届出において、休止前よりも算定単位数が増える（報酬が増額する）届出については、事業再開月の前月の15日までに提出する必要があります。提出が遅れた場合は、再開の翌月からの適用となりますので、ご注意ください。

- 廃止（休止・再開）届等に必要な書類及び様式は、香川県のホームページに掲載しています。  
(参照) <https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/shogaifukushi/jigyosha/index.shtml>

## 5. 報酬算定体制に関する届出について

基本報酬及び加算・減算については、指定申請にあたり介護給付費等（障害児（通所・入所）給付費）算定に係る体制等に関する届出書、体制等状況一覧表、別紙及び体制を整えたことが確認できる書類（**別添資料3**）を提出したうえで報酬算定を行います。

算定単位数が増加する報酬・加算等は、毎月15日以前に届出された場合は翌月から、16日以降に届出された場合は翌々月から算定開始となります。（一部例外の加算を除く。）

前年度（前年4月～当年3月）実績により報酬・加算の区分や算定可否が決まるものは、4月の指定した日までに届け出れば4月請求分から算定開始となります。

加算が算定されなくなる場合や減算については、事実が生じた日から適用となります。速やかに届出をしてください。

- 加算等の算定期間については、以下のとおりです。

### 通常

- 算定される単位数が増える（報酬が増額となる）場合  
… 毎月15日以前に届出された場合は翌月から、16日以降に届出された場合は翌々月から算定開始
- 加算等が算定されなくなる（報酬が減額となる）場合  
… 加算等が算定されなくなった事実が発生した日から算定不可（※判明した時点で速やかに届け出ること）
- 前年度実績等により当年度の算定区分が決まる場合（基本報酬区分など）  
… 実績最終月の翌月の指定した日までに提出した場合は当該提出月の1日から算定開始

### 例外

- 福祉・介護職員処遇改善加算等の算定開始時期  
… 加算開始月の2か月前までに届出（4月から算定開始する場合は、2月末までに届出）
- 報酬改定時  
… 厚労省のQ&A等による（例年、4月の指定した日までの提出を求めることが多い）
- 体制等状況一覧表の「その他該当する体制等」の欄は、届出を行うサービスの全ての算定項目について、体制の有無や報酬・加算区分等を○で囲み、右端の「適用開始日」の欄には、異動（変更）する算定項目の行のみ、適用開始（変更）年月日を記載してください。

- 体制届等に必要な書類及び様式は、香川県のホームページに掲載しています。

（参照） <https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/shogaifukushi/jigyosha/index.shtml>